

選択科目の単位認定に関する申合せ

令和3年7月1日改定

- 1) 災害医療に関する研修会や訓練などの参加について申請書および確認資料（参加証など）の提出により、以下の規定に基づき単位を認定する。認定の可否はセンター長が判断する。ただし、当センター主催のものについては申請不要。
- 2) 申請書類の提出はメール添付を原則とし、郵送も可とする。
- 3) 認定の対象
 - ① 災害医療に関する研修会やセミナー
 - *演習、討論やグループワークを含むこと
 - ② 災害医療に関する訓練
 - ③ 災害発生時の支援活動
 - ④ その他（講演会の講師、災害医療研究の発表など）
- 4) 認定する単位数
 - ① 当センター主催の研修会や訓練への参加
 - ・5単位/研修を上限とし、研修時間を単位数として認定する。
 - ・センター長が承認した研修等については内容や時間数に応じて単位を認定する。

※同一内容について重複しての単位認定は行わない。

例) 災害医療従事者研修、災害医療研修会、総合演習、センター長と語る会、被災病院見学、他
 - ② 上記以外の実動を伴う研修会や訓練への参加（単位認定申請を要す）
 - ・5単位/研修を上限とし、参加した時間数を単位数として認定する。

例) 熊本県災害医療コーディネーター研修会、ICLS、外傷初期診療 (JPTEC、JATEC)、多数傷病者対応 (MCLS)、DMAT 研修、他

③ その他 (単位認定申請を要す)

- ・ 災害支援活動 : 10 単位
- ・ 学術集会における災害医療に関する研究発表や講演 : 2 単位
- ・ ①②の要件を満たさない災害医療活動・教育における講師 : 2 単位

5) 注意事項

- ① 研修会や訓練が複数日で開催される場合、参加した総時間数を上記の基準に当てはめて単位認定を行う。
- ② 災害支援活動については災害ごとに活動時間に関わらず上記の単位認定を行う。
- ③ 学術集会や研修会 (Web 開催を含む) において聴講のみの場合は単位認定を行わない。1つの学術集会で研究発表や講演を複数回行っても 2 単位とする。

附 則

この申合せは令和 3 年 7 月 1 日より施行する。